

苅田港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和3年1月

苅田港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年 5月 第13回福岡県地方港湾審議会
- ・平成 9年 7月 港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成14年 7月 第15回福岡県地方港湾審議会
- ・平成15年11月 第17回福岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 1月 第18回福岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 7月 第22回福岡県地方港湾審議会
- ・平成22年 2月 第25回福岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 5月 第27回福岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 7月 第30回福岡県地方港湾審議会
- ・平成27年 7月 第32回福岡県地方港湾審議会
- ・平成28年 1月 第34回福岡県地方港湾審議会
- ・平成28年11月 第35回福岡県地方港湾審議会

の議を経た苅田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目

次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 臨港交通施設計画	2
2 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地利用計画	4

変更理由

本港地区及び南港地区における高度化・多様化する貨物輸送に対応するため、本港地区及び南港地区の臨港交通施設計画及び土地利用計画を変更する。

新松山地区における土地利用形態の変化に対応するため、新松山地区の港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 臨港交通施設計画

高度化・多様化する貨物輸送に対応するため、本港地区及び南港地区の臨港交通施設計画を次のとおり変更する。

道 路

臨港道路本港2号線 [新規計画]

起点 本港4号岸壁

終点 南港7号A岸壁 2車線

臨港道路南港4号線 [新規計画]

起点 臨港道路南港2号線

終点 主要地方道門司・行橋線 6車線

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾環境の創出のため緑地を次のとおり計画する。

【港湾環境整備施設計画】			
新松山地区	緑地	5 h a	[既設の変更計画]
既設			
新松山地区	緑地	5 h a	

土地造成及び土地利用計画

土地利用形態の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

(単位 : ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
本港地区	(45) 45	(9) 9	(1) 1	(164) 164	(4) 4	(6) 12	(229) 235
南港地区	(44) 44			(380) 380	(18) 18	(4) 20	(445) 461
新松山地区	(55) 55	(25) 25		(57) 57	(6) 6	(23) 23	(167) 167

- 注) 1. () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
3. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

苅田港港湾計画位置図

